

宮城県告示第六百三十三号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定により事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成二十一年七月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 起業者の名称 本吉町
- 二 事業の種類 本吉町幣掛ふれあい会館保全事業
- 三 起業地
 - 1 収用の部分 宮城県本吉郡本吉町幣掛地内
 - 2 使用の部分 なし
- 四 事業の認定をした理由

次のとおり、法第二十条各号に規定する要件を充足するものと認められる。

- 1 第一号要件 本吉町幣掛ふれあい会館保全事業（以下「本体事業」という。）は地方公共団体（本吉町）が設置する広場その他公共の用に供する施設に関する事業であり、法第三条第三十二号に該当する。
したがって、本件事業は法第二十条第一号の要件を充足するものと認められる。
- 2 第二号要件 本件事業の起業者である本吉町は、既に必要な財源措置を講じており、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると判断されることから、本件事業は法第二十条第二号の要件を充足するものと認められる。
- 3 第三号要件

（一）本件事業の施行により得られる公共の利益について

本吉町は、昭和五十六年度に策定した「本吉町長期総合計画（はまなすプラン）」以降、住民総参加のまちづくりをまちづくりの基本とし、新しいコミュニティづくりのための自主的組織づくりと施設の整備を推進し、現在も平成十二年度に「第三次本吉町長期総合計画（新世紀はまなすプラン）」を策定し、コミュニティづくりの推進を図り、「みどり豊かな健康文化のまちづくり」の実現に向け取り組んでいる。

まちづくりの推進基盤として、町内四十行政区すべての地区で住民の自治組織である振興会が組織され、それぞれ活発なコミュニティ活動を実践し、地域づくりに大きな成果を上げており、本吉町では、その活動の拠点となる地域集会施設を町内各地に整備している。また、町財政上の理由から整備が遅れている地域にあっては、町の支援を受けながら地域が主体となって集会施設の設置を進めている。

幣掛ふれあい会館は、行政区内の全世帯で構成する第五行政区振興会が事業主体となって町の支援を受け、平成六年度に地区内のほぼ中心部の民有地に建築された。それ以来、地区会合、研修・講習会、文化活動など各種コミュニティ活動の場として、多くの地域住民に利用されるとともに、災害時の防災拠点や避難施設として利用されている。

本件事業は、土地賃貸借契約を締結し借地で対応していた幣掛ふれあい会館用地について、使用期間満了に伴い交渉を進めてきた期間更新の協議がととのわないことから、地域住民の将来にわたる幣掛ふれあい会館の永続的な利用を確保するため、町で用地を取得することとしたものである。

本件事業が施行されると、地域住民が将来にわたり永続的に利用できる施設の存続が図られ、親睦と融和をモットーに実践している地域の環境美化活動や婦人部活動、子ども会育成会活動などの地域づくり活動の拠点として地域コミュニティの進展と防災拠点としての機能維持に引き続き寄与でき、また、借地であるために地域住民が控えていた花壇整備や樹木植栽、駐車場舗装などの環境整備が促進され、地域内の老若男女の交流が深まり、地域コミュニティの一層の進展が図られ、災害時には相互に助け合う地域住民としての連帯感が高まることになる。さ

らに、災害時の防災拠点や避難施設が永続的に確保できることになるので、地域住民の生命、身体及び財産の保護に寄与することになる。

本件事業の施行により起業地を改変することはないので、周辺環境に与える影響はないものと判断される。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は大きいと認められる。

(二) 本件事業の施行により失われる利益について

上記のとおり本件事業の施行により起業地を改変することはないので、失われる利益は軽微であると認められる。

(三) 事業計画の合理性について

本体事業の起業地は、地域住民の交通利便性を第一に、周辺の環境、工事費等の経済的条件等を考慮して選定された三候補地の比較検討を経て決定されており、申請案が合理的なものと判断される。

したがって、本件事業の事業計画は、合理的であると判断される。

(四) 比較衡量について

(一)で述べた得られる公共の利益と(二)で述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると判断されるとともに、(三)で述べたとおり本件事業の起業地は土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと判断されることから、法第二十条第三号の要件を充足するものと認められる。

4 第四号要件

(一) 本件事業を早期に施行する必要性について

3(一)で述べたように、本件事業の施行により地域づくり活動の拠点として地域コミュニティの進展と防災拠点としての機能維持に引き続き寄与できるなどの理由から、早期に保全事業を行う必要があると判断される。

さらに、本件事業の対象地区の住民自治組織である第五行政区振興会から町による用地取得を強く求められている。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

(二) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性について

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な最小限の範囲であると認められる。また、収用の範囲は、恒久的に設置される施設の用に供する起業地の範囲にとどめられていることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると判断されるため、法第二十条第四号要件を充足するものと認められる。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

本吉町役場（まちづくり推進課）